

## 令和3年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和3年(2021年)12月23日(木)  
午後1時57分～午後2時53分  
場所 市庁舎本館4階410会議室

- 1 出席者 佐野委員、川口委員、高宮委員、椎野委員、宇山委員、高橋委員、牧石委員、高山委員、林委員、久保田委員、今井委員、綾部委員

以上12名

(欠席者：1名)

事務局：重田健康・こども部長、草山保険年金課長、長島課長代理、坪内担当長、山内主査、長谷川主任、井出主事、清水主事

以上8名

- 2 傍聴者 0名

- 3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により会議は成立した。

また、高橋会長が欠席のため、今回は会長職務代理者の佐野委員が会長代理を務めた。

- 4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長：協議会次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正①保険税率の見直し」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し」について、市長に代わり重田健康・こども部長から佐野会長に諮問事項を提出した。  
その後、事務局から資料に沿って内容を説明した。

会 長：説明内容について、御意見・御質問をいただければと思います。

委 員：資料(1)①-1について、令和2年度の基金取崩し金額は約3億円残っていたと

説明していたが、取り崩した後の金額はいくらぐらいになるのか。また、前回運営協議会開催時に保険税の5%以上基金を保有していないと補助金の点数が加算されないと説明を受けていたが、5%以上保有しているのか。

事務局：令和2年度末の基金残額は約3億1,300万円あり、そこから今回切り崩した3,300万円を引くと約2億8,000万円が残ります。県の補助金の関係で前年度の保険税収入額の5%以上基金を保有することが補助金加点の条件となっており、2億8,000万円が保険税収入額の5%にあたります。

その5%の条件をクリアするため、3,300万円が切り崩せる最大限の金額でした。

会 長：資料（1）①-1で県が決めている標準税率が資料中央に示されており、その後市の対応として基金の切り崩し等を行い基礎課税額のみ減額となっていますが、後期課税額と介護納付金課税額の減額がされていないのはなぜか。

事務局：本来国民健康保険の医療で集めているのは、医療分である基礎課税額のみです。後期課税額と介護納付金課税額については、健保組合や協会けんぽなどにもかかるものになっています。そのため基金、収納率、税でカバーするのは、原則として国民健康保険の医療分である基礎課税額のみとなっています。以前は法定外繰入金を10数億円程度繰り入れるなど、すべての税額を下げていましたが、赤字を埋める決算補填は現在行っていないため、基金と税の中でやりくりし、医療分である基礎課税額のみ減額を行っています。

会 長：他にありますか。他にないようであれば、議題（1）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し」について、御承認いただけますでしょうか。（承認）

それでは、市長に対し協議会より異議がない旨、答申をいたしますので、答申書の作成について高橋会長にお任せいただけますでしょうか。（承認）

それでは、議題（1）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正①保険税率の見直し」は終わらせていただきます。

次に議題（1）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②課税限度額の見直し」について事務局から説明をお願いします。

事務局から、議題（1）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②課税限度額の見直し」について資料に沿って説明した。

会 長：皆様から質問等がございましたらお願いします。

委員：(意見・質問等なし)

会長：御意見・御質問等ないようであれば、議題（１）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②課税限度額の見直し」についての説明は終了させていただきます。  
次に議題（２）「令和４年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算案と事業の概要」について、事務局から説明をお願いします。

事務局から、議題（２）「令和４年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算案と事業の概要」について、資料に沿って説明した。
--------------------------------------------------------------

会長：皆様から質問等がございましたらお願いします。

委員：オンライン資格確認による加入勧奨通知増の要因について、現在オンライン資格確認は始まっていないのでは。

事務局：医療機関等によっては、できる環境が整っていないところなどありますが、オンライン資格確認は令和３年１０月２０日から始まっておりまして、制度としてはスタートしています。

委員：マイナンバーカードによって、資格が確認できると加入の勧奨になるのか。

事務局：自治体は保険脱退等のデータを確認でき、無保険の方に加入を促すことができます。今までは、相手からの申告をもとに保険の加入脱退手続きを行っていましたが、これからは自治体から勧奨を行っていくため、オンライン資格確認による加入勧奨通知増と記載しました。

委員：議題（２）－１で国民健康保険事業費納付金は県が市町村ごとに決定すると記載されており、議題（１）①－１では仮係数に基づく標準保険税率で基礎課税額が県内に占める本市の割合が上がったため増加したと記載されているが、もう少し詳しく説明いただきたい。また、県内での平塚市の位置づけや状況についても知りたい。

事務局：神奈川県が納付金の算定を行い、各市町村に割り振る場合、所得水準のシェアによって金額が決まります。詳細な要因までは分析できていませんが、県内における平塚市内の所得の順位が相対的に上がったため、その分基礎課税額が上がりました。今までは平塚市は所得が低い状況でしたが、新型コロナウイルスや様々な要因で県内順位は上がってきています。

委員：保険給付費について、令和2年度は下がったと思いますが、令和3年度と令和元年度を比較するとどのような状況か。

事務局：令和3年度と令和元年度の毎月の支出金額で比較するとプラスの月もマイナスの月もありますが、大幅に変化はしていませんので、令和2年度より令和3年度は受診が戻ってきています。

会長：令和3年度と令和元年度の算定は同じぐらいという認識でよいか。

事務局：令和元年度と比較し令和3年度は3月診療分プラス7.9%、4月診療分マイナス3.5%、5月診療分マイナス4.0%、6月診療分プラス4.7%、7月診療分マイナス5.9%、8月診療分マイナス0.2%です。平均すると令和3年度と令和元年度はほぼ同じぐらいの数値で推移していますので同程度と見ています。

会長：他はいかがでしょうか。他にないようであれば議題議題(2)「令和4年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算案と事業の概要」については終了させていただきます。

次に議題(3)「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：委員の皆様の任期は令和3年12月31日をもって満了となります。今後、新しい委員の選任をしていくこととなりますが、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員の皆様におかれましては、後任の委員の推薦をお願いしたいと考えております。

後任の推薦依頼等につきましては、新年度に入りましたら、またこちらから各団体へ依頼文を送らせていただきます。また、被保険者を代表する委員の皆様については、こちらも新年度に入ってから公募を行う予定となっておりますので御承知おきください。

会長：御質問、御意見などはありますか。

委員：(意見・質問等なし)

会長：ないようですので議題(3)「その他」は終了させていただきます。

用意された議題がすべて終了しましたので、議事にかかわる事項を終了させていただきます。委員の皆様につきましては、円滑な議事進行をご協力頂きましてありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

事務局：協議会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。平成31年1月の第1回目の運営協議会から3年間にわたり多数の重要課題について熱心な審議をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

皆様におかれましては、平成30年度の国保制度改革を受け、国民健康保険事業費納付金や標準税率の導入など、新たに御協議していただく要素が数多くあったり、また、委員任期も2年から3年になったりするなど、制度そのものの変革期となった任期となりました。なによりこの2年間はコロナ対応で制度的な部分も含め、医療の受診控えなどもあり、社会的な状況も大きく変動した期間となりました。こちらの説明が至らない部分も多々あったと思いますが、協議会の中で委員の皆様から頂戴いたしました御意見や御提言をもとに、我々としましては今後も健全で安定的な国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

3年間委員の皆様にご尽力いただきましたこと、改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。それでは、これもちまして、令和3年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

## 5 閉会

令和3年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。